

おうちの人といっしょに 投票所へ行ってみよう！

2月8日(日)は、

キャンペーン

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

投票所には、選挙権のない子ども（18歳未満）も保護者などと一緒に入ることができます。

★選挙期間中の土日に、期日前投票所（市役所会場）に行くと、来場記念のプレゼントがもらえるよ！

- 対象者：保護者などと一緒に来た子ども（18歳未満）
- 場所：東根市役所1階 期日前投票所
- 日程：1月31日(土)、2月1日(日)、7日(土)
- 時間：8:30～20:00
- プレゼント：オリジナルグッズやお菓子 かし しだい ※なくなり次第おわり。



明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん

子どもが投票所に入るときのルール

- ・子どもだけでは入場できません。
- ・子どもが投票用紙に記入したり、投票箱に投函したりすることはできません。

将来選挙権をもつみんなも、

投票所に行ってみよう！



「果樹王国ひがしね」イメージキャラクター
タントくん

※子どもの頃に親（家族）と一緒に投票所へ行ったことがある人は、
そうではない人に比べて投票に行く割合が20ポイント以上高いことがわかっています。（H28 総務省調査）

【問い合わせ】 東根市選挙管理委員会事務局（市役所3階） TEL:0237-42-1111（内線3330・3331）